令和３年４月22日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
地域保健担当理事　蔵並　貴子
宮下　　明

認知症施策等総合支援事業の実施についての一部改正についての送付について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事　篠　原　裕　希
（公印省略）

「「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、標記につきまして、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、貴会会員へのご周知方につきご協力いただきたくお願いいたします。
なお、本通知は、本会ホームページ（https://www.kanagawa.med.or.jp/）の会員専用ページ「お知らせ（介護保険関係）」に掲載いたしますのでご利用ください。

【添付資料】

- **「「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」の送付について**
  （R3.4.2介２　日本医師会常任理事）

事務担当：保険医療・学術課　河上
TEL 045-241-7000／FAX 045-241-1464

（介２）
令和３年４月２日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江澤　和彦
（公印省略）

「「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、認知症施策につきましては、令和元年６月に「認知症施策推進大綱」が示され、現在、国全体で取り組みを推進しているところです。

今般、「認知症施策等総合支援事業」の各実施要綱が一部改正され、本年４月１日より適用されることとなりました。それに伴い、厚生労働省より都道府県行政等宛に通知が発出されるとともに、本会宛に周知等の協力依頼がありました。

「認知症総合戦略推進事業実施要綱」においては、市町村が実施主体の新たな事業として、認知症対応型グループホーム等を活用し、認知症のご本人及び家族に介護方法や介護に対する不安解消に係る助言などを継続的に行う「認知症伴走型支援事業」が示されております。

また、「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」においては、都道府県等が地域の保健・医療・介護関係者との連携を図り、事業の実施状況について地域の実情を踏まえた評価を行うことや、事業の推進を図るうえで必要なセンター職員を対象とした研修の企画等を行うことが新たに示されております。